

金融機能強化審査会 議事次第

日 時：平成16年8月6日（金）14：00～14：45

場 所：中央合同庁舎第4号館9階 金融庁特別会議室B

1. 開会

2. 大臣挨拶

3. 会長及び会長代理の選任

4. 金融機能強化審査会運営規程（案）

5. 金融機能強化法等の説明

6. その他

7. 閉会

金融機能強化審査会配席図

平成16年8月6日(金)
於:合同庁舎第4号館9階
金融庁特別会議室B

柱

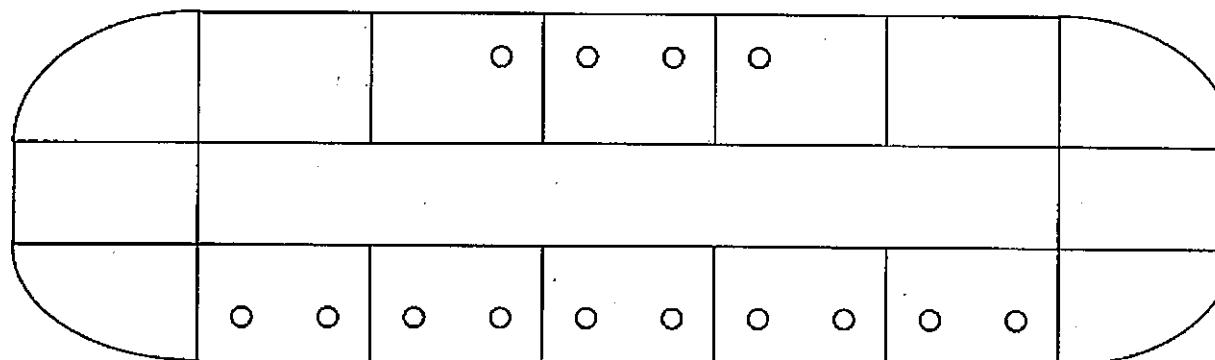
柱

田 友 松 村

作 永 田 本

委 委 委 委

員 員 員 員



遠 藤 参 事 官 居 戸 檢 查 局 総 務 課 長
大 藤 參 事 官 中 江 審 議 官 長 鈴 木 審 議 官 新 川 信 用 機 構 室 長
參 事 官 大 藤 參 事 官 長 桑 原 監 督 局 総 務 課 長

控室入口

金融機能強化審査会

田作 朋雄 プライスウォーターハウス・コンサルティング・アドバイザリー・サービス（株）
取締役パートナー

友永 道子 日本公認会計士協会常務理事

野村 修也 中央大学法科大学院教授

松田 昇 預金保険機構顧問

村本 孜 成城大学経済学部教授

[計 5名]

(敬称略・五十音順)

金融機能強化審査会は、金融機能強化審査会令（平成16年7月23日政令第241号）第3条の規定に基づき、金融機能強化審査会運営規程（案）を次のように定める。

金融機能強化審査会運営規程（案）

平成16年○月○日
金融機能強化審査会

（趣旨）

第1条 金融機能強化審査会（以下「審査会」という。）の議事の手続その他審査会の運営に関しては、法令に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

（会議の日時）

第2条 会議の日時は、会長がこれを定める。

（会議の非公開）

第3条 会議は、公開しない。

（議長）

第4条 会長は、会議の議長となり議事を掌る。

（委員以外の会議の出席者）

第5条 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見、報告、説明等を聞くことができる。

（委員の欠席）

第6条 会議を欠席する委員は、代理人を会議に出席させることはできない。

2 会議を欠席する委員は、議長を通じて、当該会議に付議される事項につき、書面により意見を提出することができる。

（特別の利害関係）

第7条 委員は、特別の利害関係のある事項については、その議事に加わることができない。

(議事要旨)

第8条 審査会は、経営強化計画が公表されたとき又は既に公表されている経営強化計画の履行状況について審議を行ったときは、当該計画に係る会議の議事要旨を、速やかに公表する。ただし、金融機能の強化のための特別措置に関する法律（平成16年法律第128号）第6条ただし書に規定する事項については、この限りでない。

(議事録)

第9条 審査会は、経営強化計画が公表されたとき又は既に公表されている経営強化計画の履行状況について審議を行ったときは、当該計画に係る会議の議事録を、会議から3年を経過した後に公表する。この場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

2 審査会は、その時の金融・経済情勢を勘案し、当該公表の時期を見直すことができる。

(緊急時の特例)

第10条 会長は、委員の過半数が一堂に会することが困難であり、かつ、緊急に会議を開き、議決をすることが、審査会の目的達成のために必要と認めるときは、電話その他の方法により、会議を開き、議決をすることができる。

(その他)

第11条 本規程に明文のない事項は、審査会が定める。

○金融機能の強化のための特別措置に関する法律（抄）

（株式等の引受け等に係る申込み）

第二十二条 預金保険機構（以下「機構」という。）は、金融機関等から平成二十年三月三十一日までに当該金融機関等の自己資本の充実のために行う株式等の引受け等に係る申込みを受けたときは、主務大臣に対し、当該金融機関等と連名で、当該申込みに係る株式等の引受け等を行うかどうかの決定を求めなければならない。

（経営強化計画）

第四条 金融機関等又は銀行持株会社等が前条第一項又は第二項の申込みをする場合には、当該金融機関等又は当該銀行持株会社等の対象子会社は、主務省令で定めるところにより、機構を通じて、次に掲げる事項を記載した経営強化計画（経営の強化のための計画）をい。以下同じ。）を主務大臣に提出しなければならない。この場合において、同項の申込みをする銀行持株会社等の対象子会社は、当該銀行持株会社等と連名で提出するものとする。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により経営強化計画の提出を受けたときは、金融機能強化審査会の意見を聴かなければならぬ。

（株式等の引受け等の決定）

第五条 主務大臣は、前条第一項の規定により経営強化計画の提出を受けたときは、次に掲げる要件のすべてに該当する場合に限り、第三条第一項又は第二項の申込みに係る株式等の引受け等を行うべき面の決定をするものとする。

（経営強化計画の公表）

第六条 主務大臣は、前条第一項の規定による決定をしたときは、主務省令で定めるところにより、第四条第一項の規定により提出を受けた経営強化計画を公表するものとする。ただし、当該経営強化計画を提出した金融機関等（当該経営強化計画を連名で提出した銀行

持株会社等及びその子会社等を含む。以下この条において同じ。）が業務を行つている地域の信用秩序を損なうおそれのある事項、当該金融機関等の預金者その他の取引者の秘密を害するおそれのある事項についてでは、この限りでない。

（金融組織再編成に係る株式等の引受け等に係る申込み）

第十五条 機構は、金融組織再編成を行う金融機関等から平成二十年三月三十一日までに当該金融組織再編成に係る組織再編成金融機関等の自己資本の充実のために行う株式等の引受け等に係る申込みを受けたときは、主務大臣に対し、当該金融機関等と連名で、当該申込みに係る株式等の引受け等を行うかどうかの決定を求めなければならない。

（金融組織再編成に係る経営強化計画）

第十六条 金融組織再編成を行う金融機関等又は当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が同条第一項又は第二項の申込みをする場合には、当該金融組織再編成の当事者である金融機関等は、主務省令で定めるところにより、機構を通じて、次に掲げる事項を記載した経営強化計画を主務大臣に提出しなければならない。この場合において、当該金融組織再編成の当事者である金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が同条第二項の申込みをするときは、当該組織再編成銀行持株会社等と連名で提出するものとする。

5 内閣総理大臣は、第一項から第三項までの規定により経営強化計画の提出を受けた場合において、必要があると認めるときは、金融機能強化審査会の意見を聴くものとする。

（金融組織再編成に係る株式等の引受け等の決定等）

第十七条 主務大臣は、前条第一項から第三項までの規定により経営強化計画の提出を受けたときは、次に掲げる要件のすべてに該当する場合に限り、第十五条第一項又は第二項の申込みに係る株式等の引受け等を行うべき旨の決定をするものとする。

○金融機能の強化のための特別措置に関する法律（抄）

（審査会の設置）

第四十八条 金融庁に、この法律の規定に基づく事務が終了する日として政令で定める日までの間、金融機能強化審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、必要に応じ、第一二章又は第二三章の規定により提出された経営強化計画の履行状況について審議する。

（審査会の組織）

第四十九条 審査会は、委員五人以内をもつて組織する。

2 委員は、金融、法律、会計等に関する優れた識見を有する者の中から、内閣総理大臣が任命する。

3 委員は、非常勤とする。

（会長）

第五十条 審査会に、会長一人を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、審査会の会務を総理し、審査会を代表する。

3 審査会は、あらかじめ、委員のうちから、会長に事故がある場合にその職務を代理する者を定めておかなければならない。（経営強化計画）

（委員の任期）

第五十一条 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の任期は、前項の規定にかかるらず、第四八条第一項に規定する政令で定める日までとする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

（資料提出の要求等）

第五十二条 審査会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。

（権限の委任）

第五十三条 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を金融庁長官に委任する。

政令

○金融機能強化審査会令（抄）

（議事）

第一条 金融機能強化審査会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開き、議決することができない。

2 金融機能強化審査会の議事は、委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するものとする。

（庶務）

第二条 金融機能強化審査会の庶務は、金融庁監督局総務課において処理する。

（雜則）

第三条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他金融機能強化審査会の運営に関する必要な事項は、会長が金融機能強化審査会に諮つて定める。

（事務が終了する日）

第三十五条 法第四十八条第一項に規定する政令で定める日は、協定銀行が取得株式等、取得貸付債権及び取得信託受益権等の全部につき、その処分に係る対価を受領し、又はその消却、償還、返済若しくは残余財産の分配を受けた日の属する協定銀行の事業年度の終日の日から六月を経過した日とする。

（金融庁長官へ委任される権限から除かれる権限）

第三十八条 法第五十七条第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 法第四条第一項、第十六条第一項から第三項まで及び第二十七条第一項の規定による経営強化計画の受理
- 二 法第五条第一項、第十七条第一項及び第二十八条第一項の規定による決定
- 三 法第二十七条第一項の規定による経営強化指導計画の受理（株式等の引受け等に係る申込み）

○金融機能の強化のための特別措置に関する法律施行令（抄）

金融機能の強化のための特別措置に関する法律について

1. 目的

金融機関等をめぐる情勢の変化に対応して金融機能の強化を図るため、金融機関等の資本の増強等に関する特別の措置を講ずることにより、金融機関等の業務の健全かつ効率的な運営及び地域における経済の活性化を期し、もって信用秩序の維持と国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

2. 枠組み

(1) 金融機関等は、平成20年3月31日までに、預金保険機構に対し、株式等の引受け等に係る申込みを行うことができるこことする。

(注) 金融機関等には、銀行、協同組織金融機関等が含まれる。また、銀行持株会社を通じた子銀行への間接的な資本参加も可能とする（子銀行と連名での計画の提出等を義務付け。）。

(2) 主務大臣は、申請金融機関等が提出する経営強化計画等を審査し、要件を満たす場合に限り、株式等の引受け等を行うべき旨の決定をするものとする。

(注) 株式等の種類

① 銀行の場合は、普通株式への転換権が付された議決権制限優先株式。（ただし、基準値未満行については普通株式も可能とする。）

⇒ 計画に結果責任の記載がある銀行の場合は、取締役等選解任議決権付優先株式。
それ以外の銀行の場合（抜本的な組織再編成の場合や組織再編成特別措置法で認められている障壁除去のための資本補填の場合）は、優先株式。

② 協同組織金融機関の場合は、優先出資、劣後ローン。

(3) 協同組織中央金融機関による優先出資等に係る信託受益権等の買取り
(組織再編成特別措置法で措置されている枠組みと同じ)

主務大臣は、協同組織中央金融機関がその会員の協同組織金融機関から引き受けた優先出資等を信託等する場合で、平成20年3月31日までに、協同組織中央金融機関から信託受益権等の買取りの申込みを受けたときは、経営強化計画等を審査し、要件を満たす場合に限り、信託受益権等の買取りを行うべき旨の決定をするものとする。

3. 経営強化計画（計画）の内容

① 収益性・効率性等の数値目標

⇒イ) 収益性・効率性以外の目標として、不良債権の処理を求める。

ロ) 収益性の指標としてコア業務純益ROA、効率性の指標として経費率を求める。

② 数値目標を達成するための方策

③ 責任ある経営体制の確立に関する事項（計画を連名で提出する銀行持株会社等における経営体制の確立を含む）

⇒ 具体的内容として、以下の事項等の記載を求める。

イ) 業務執行に対する監査又は監督の体制の強化のための方策

ロ) 法令遵守の体制の強化のための方策

ハ) 経営に対する評価の客観性の確保のための方策

ニ) 情報開示の充実の方策

(注) 具体例は以下のとおり。

- イ)・社外取締役を選任すること
・社外取締役又は社外監査役を増員すること
・委員会等設置会社になること
- ロ)・弁護士、公認会計士その他の第三者で構成される法令遵守の強化を目的とした委員会を設置すること
・内部監査体制を強化すること
- ハ)・第三者で構成される経営に対する評価及びこれに基づく助言を目的とした委員会を設置すること
・業務を執行する役員の報酬について業績に連動させること
- 二)・四半期毎の情報開示を充実すること
・部門別の損益に関する情報開示を充実すること
・地域への貢献に関する情報開示を充実すること

④ 信用供与の円滑化等地域経済の活性化に資する方策

⇒ 具体的内容として、以下の方策の記載を求める。

- イ) 信用供与の円滑化等地域経済の活性化に資するための方針
- ロ) 信用供与の円滑化のための方策
 - a) 信用供与の実施体制の整備のための方策
 - b) 中小企業をはじめとする信用供与の相手方のニーズに対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策
- ハ) その他地域経済の活性化に資する方策
 - a) 創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策
 - b) 経営相談その他の取引先の企業に対する支援に係る機能の強化のための方策
 - c) 早期の事業再生に資する方策

⑤ 【自己資本比率が基準値未満の金融機関】 経営責任及び株主責任の明確化に関する事項

⇒ 具体的基準として、代表権のある役員が役員を退任し、かつ、配当の額の抑制することを求める。

⑥ 組織再編成を伴う場合：組織再編成の具体的な内容及び実施時期

⇒ 銀行法等の規定による認可の申請を行っていることを証する書面を添付書類として求める。

⑦ 抜本的な組織再編成を伴わない場合：計画の終期において数値目標が達成されない場合の経営責任の明確化（結果責任）に関する事項（計画を連名で提出する銀行持株会社等における経営管理責任の明確化を含む）

⇒ 具体的基準として、代表権のある役員（計画を連名で提出する銀行持株会社等においては、経営強化計画を実施する子銀行の経営管理を担当する役員）が役員を退任することを求める。

⑧ 計画の実施期間（3年以内）

⑨ 株式等の引受け等を求める額及びその内容

⑩ その他の内容

⇒ 計画のその他の記載事項として、以下の事項等を求める。

イ) 利益又は剰余金の処分の方針

ロ) 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保の方策

ハ) 組織再編成を伴う場合：計画の実施に伴う労務に関する事項

4. 株式等の引受け等の決定の要件（国の資本参加に当たっての審査基準）

申請金融機関等について、『抜本的な組織再編成の場合』と、『その他の場合』に区分し、一部異なる要件を設定。

イ)『抜本的な組織再編成の場合』：合併、営業の全部譲渡、会社の分割による営業の全部承継の場合（ただし、当事者の一方が基準値以上である場合に限る。）

ロ)『その他の場合』：営業の一部譲渡や主要行と地域金融機関の合併等の場合、組織再編成を伴わない場合

- ① 収益性・効率性等の向上が見込まれること。
⇒ 具体的には、
　イ) コア業務純益ROAの上昇幅について、同一の業態に属する金融機関等のうち上位(3割以内)に位置するものの上昇の程度と同等以上の上昇が見込まれるか、
　ロ) 経費率の低下が見込まれるか、
　ハ) 不良債権比率の低下が見込まれるか
等を確認。
- ② 計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれること。
⇒ 以下の書類を添付書類として求める。
　イ) 役員の履歴書(新たに役員が就任する場合にはその就任承諾書を含む。)
　ロ) 部門別の損益管理がされていることを証する書面
　ハ) 計画につき第三者による評価を受けたことを証する書面
　二) ハ) の評価の概要を記載した書面
- ③ 地域における金融の円滑化が見込まれることその他地域経済の活性化のために適切なものであること。
⇒ 「信用供与の円滑化等地域経済の活性化に資する方策」(3. ④) の記載に当たって、
　イ) 中小企業又は地元事業者に対する信用供与の残高／総資産(信用金庫又は信用協同組合にあっては、信用供与の残高／総資産)
　ロ) 経営改善支援等取組先企業数／取引先企業の総数
　を含む地域経済の活性化への貢献の状況を示す指標の記載を求める。
- ④ 公的資金の回収が困難でないこと。
⇒ 商品性その他の取得する株式等の円滑な処分の可能性、剩余金の積上がり(概ね15年以内)を勘案。
　そのため、公的資金の回収の時期の見通し及びその実現に向けた計画並びに剩余金の積上がりの計画を添付書類として求める。
- ⑤ 適切な資産査定がなされていること。
- ⑥ 破綻金融機関、債務超過の金融機関等でないこと。
⇒ 以下の書類を添付書類として求める。
　イ) 直近の財務諸表(6ヶ月以内の貸借対照表及び損益計算書等)
　ロ) 代表者が財務諸表に記載された事項が適正であると確認し、その旨を記載した書面
　ハ) 財務諸表につき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けたことを証する書面
(財務諸表が最終のものでない場合にあっては、公認会計士又は監査法人と協議が行われた旨を記載した書面)
- ⑦ 『抜本的な組織再編成の場合』: 抜本的な組織再編成がなされていること。
『その他の場合』: 経営基盤の安定のために必要な措置が講じられていること。
⇒ 具体的内容として、産業再生法に規定する事業再構築(主要行にあっては、資本の最大限の増加を含むものに限る。)を求める。
- ⑧ 地域経済にとって存続が不可欠であること。
⇒ 【銀行】【基準値未満の場合のみ】
　地域の信用供与における相当の寄与その他金融機能の代替困難性及び資本の自力調達(適切かつ相当程度のものであるか)を勘案。
【協同組織金融機関】
　地域密着度、会員・組合員の出資、中央機関等からの自力調達(適切かつ相当程度のものであるか)を勘案。
- ⑨ 株式等の引受け等が申請金融機関等の自己資本の充実の状況に照らし計画の実施のために必要な範囲であること。
⇒ 株式等の引受け等を求める額の算定根拠を記載した書面を添付書類として求めること。

(注)『その他の場合』であって、資本増強額が組織再編成特別措置法で認められている障壁除去の範囲に止まる場合には、責任ある経営体制の確立等を求めつつ、組織再編成特別措置法と概ね同様の要件で資本参加。

5. 計画の履行を担保するための措置

国が資本参加する金融機関等が着実に計画を履行し、経営改革を進め、本制度の目的に沿って金融機能を発揮するよう、以下の枠組みを整備。

① 計画の履行を確保するための措置

イ) 計画の公表

⇒ 資本参加の決定時に金融機関等の名称及び計画の内容等を公表する。

ロ) 計画の履行状況の報告

⇒ 毎年9月末日及び3月末日における計画に記載した措置の実施状況及び各種の指標の動向の報告を求める。

② 監督上の措置

計画の履行を確保するため、報告又は資料の提出、計画に記載された措置であって計画に従って実施されていないものの実施その他の監督上必要な措置を命ずること等を可能とする。

③ 計画の改定等

計画の実施期間が終了した場合には、計画の改定を義務付け、当初の計画と同様の手続きの下で審査。

なお、予見し難い経済情勢の変化、当該金融機関等の組織再編成その他計画の変更を行うことについてやむを得ない事情がある場合には、変更の可否も含め審査。

④ 計画の審査

当局による計画の審査において、原則として、金融機能強化審査会（金融、法律、会計等の有識者5名以内（非常勤））の意見を聴取。

6. 財源等

(1) 預金保険機構は、必要に応じ、資金の借入れ又は預金保険機構債券の発行をできることとする。

(2) 預金保険機構の借入れ又は債券に対し、政府保証を付することとする（16年度予算：2兆円）。

(3) 預金保険機構に設ける金融機能強化勘定で経理（勘定廃止の際、残余があるときは国庫に納付。）。

(注) 金融再生勘定、金融機能早期健全化勘定と同じ。

7. その他

議決権制限株式の発行制限の特例及び優先出資の発行制限の特例を設けるなどその他所要の規定を整備。

金融機能の活性化のための特別措置に関する法律について

〔目的〕 国の資本参加による金融機能の強化 ⇒ 地域経済の活性化、信用秩序の維持、国民経済の健全な発展

- デフレ経済の長期化
⇒
 - ・地域経済の活性化が重要
 - ・貸出債権の不良債権化等
- 金融機関は、企業再生や不良債権問題への対応等のリスク対応のため、体力を高める必要

地域等における金融が十分な安心感をもって行なわれるよう、金融機関に国が資本参加

〔申請：平成20年3月末まで〕
下記の経営強化計画を提出し、右の基準を満たす金融機関

経営強化計画の内容

- ・収益性・効率性等の数値目標
 - ・数値目標を達成するための方策
 - ・責任ある経営体制の確立
 - ・信用供与の円滑化等地域経済の活性化に資する方策
 - ・【基準値未満】経営責任及び株主責任の明確化
 - ・【抜本的な組織再編成以外の場合】目標未達成の場合の経営責任（結果責任）
 - ・株式等の引受け等を求める額等
- ※ リスクをとって地域等で金融機能を發揮するために十分な自己資本を国が資本参加によって確保。
なお、協同組織中央金融機関を通じた資本参加スキームも整備。

〔財源〕

- 預金保険機構の借入金等で対応
- 所要の政府保証枠の確保（16年度予算：2兆円）

国に資本参加の基準（株式等の引受け等の決定の要件）

抜本的な組織再編成の場合

合併、営業の全部譲渡等の場合（当事者の一方は基準値以上の場合に限る）

その他の場合

営業の一部譲渡や主要行と地域金融機関の合併等の場合、組織再編成を伴わない場合

収益性・効率性等の向上が見込まれること
収益性や効率性の相当程度の改善、不良債権の処理の進展が見込まれるか

計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれること

計画の円滑かつ確実な実施がなされるよう、準備等が進められているか

地域における金融の円滑化が見込まれることその他地域経済の活性化のために適切なものであること

信用供与の円滑化のための方策

地域経済の活性化に資する方策

について進捗が見込まれるか

公的資金の回収が困難でないこと（剩余金の積み上がりの見通しや商品性等を勘案）

適切な資産査定がなされていること（会計監査人による監査等、検査による確認）

破綻金融機関や債務超過の金融機関でないこと

経営基盤の安定のために必要な措置が講じられていること

申請前の事業再構築努力（組織再編成、リストラ等（特に主要行については最大限の資本の自力調達努力がなされているか））を勘案

地域経済にとって存続が不可欠であること

【銀行】【基準値未満の場合のみ】
地域における役割及び資本の自力調達を勘案

【協同組織金融機関】会員及び中央機関等からの出資、地域密着度を勘案

※ 資本増強額が障壁除去に止まる場合には、組織再編成特措法と概ね同様の要件で資本参加